

京都市立絵画専門学校の校則

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 京都市立芸術大学芸術資料館 公開日: 2020-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松尾, 芳樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15014/00000383

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



京都市立絵画専門学校の校則

松尾 芳樹

【抄録】

明治 42 年、吉田町の京都市立美術工芸学校の校舎内に京都市立絵画専門学校が開校した。美術を専攻する専門学校としては、東京美術学校に次ぐ創立となる。絵画専門学校の校則を見る限り、先行する東京美術学校の課程と規模を基準として設計されたと思われるが、教育方針は東京美術学校のように教員、指導者の人材育成に置いておらず、美術工芸学校を継承する 8 年に及ぶ一貫した教養教育をおこなった。そのため、文展の開催によって職業者としての画家像が明確になりつつある時流を背景に、学生の人材としての評価を卒業後の社会に委ねる立場をとっている。絵画専門学校の校則には、理想の画家像を学校教育に求める立場が表れているが、専門学校としては、職業人を育てるために、教育を補う別の仕組みを必要とした。両校の生徒、職員、卒業生らから構成される校友会がその役割を担った。

1 京都市立絵画専門学校の開校

明治 42 年（1909）、吉田町の京都市立美術工芸学校（以下「美術工芸学校」という。）の校舎内に京都市立絵画専門学校（以下「絵画専門学校」という。）が開校した。美術を専攻する専門学校としては、明治 36 年の専門学校令公布と同時に専門学校に認定された東京美術学校^①に次ぐ創立である。

絵画専門学校の設置活動が公的に始動するのは明治 40 年の暮れである。美術工芸学校校長上田正當から京都市長西郷菊次郎に対し建議書^②が提出された。この建議書に記されるどころの、「美術工芸ノ改良進歩ニ対シ科学ノ応用ト相待テ其源泉タルモノナル」絵画の発展を期するために開校するという主旨は、ほぼ画学校開校の建議書^③を祖述するものといえる。その意味でいえばあまり新味のあるものではない。図案教育を導入して実業学校としての体制を整えた美術工芸学校ではあったが^④、絵画科は依然として主要専攻であり、建議書にあるとおり「他日其高等科ヲ附設センコトヲ予期」する構想があったとすることは、やや遅れて東京美術学校が開校する現実を見れば十分に首肯できる方針である。このような建議書が提示される背景はかなり早くから成立しており、技術者としての画家育成と、特殊な職業人である画家養成への期待は開校以来継続していた。そのため、校舎移転による施設の拡充^⑤を契機として行動に移したものであろう。その意味では、設置の目的は検討の

段階を越えてすでに明確であり、絵画教育のための高等教育機関の設置こそが課題となっていたのである。

東京美術学校では、開校直後から京都と奈良に分校を開設する構想があり、明治 25 年には京都市会でも官立美術工芸学校設置の請願が決議された。しかし、基本的には岡倉天心の構想による美術教育施設整備計画の一部であり、必ずしも国の政策として確定したものではなかった⁽⁶⁾。当時の京都市は発足したばかりで、学校⁽⁷⁾を維持するための財源に苦しみ、官立化による負担軽減に大きな期待があったと思われる。施設整備事業に先行して美術工芸学校では東京美術学校に倣った様々な教育活動のすりあわせが行われた。しかし、明治 31 年の美術学校騒動⁽⁸⁾により岡倉が失脚すると、美術工芸学校に設置された漆工科と彫刻科を遺して計画は収束する。結果として、この時の動きは国の実業教育振興政策に利用されて、京都高等工芸学校（後の京都工芸繊維大学）開設に結びつくのである。明治 32 年に京都市長内貴甚三郎と東京美術学校の黒田清輝らが面談した際に市長は絵画教育と工芸教育とを切り分けて教育することに期待をする趣旨の発言をしているが⁽⁹⁾、図らずも工芸教育の面ばかりが明治 36 年の官立京都高等工芸学校開校によって実現したことになる。絵画専門学校開校の建議にはこうした記憶も影響したものと思われる。

明治 36 年 3 月に専門学校令が公布されると、高等教育機関の設立は容易になった。そして、明治 40 年から文部省が主催する全国規模の美術展（文展）の公募が開始されると、東西の画壇の趨勢から見て、京都で画家養成のための高等教育を行う期待はさらに高まる。この状況下で提示されたのが、明治 40 年の建議なのである。さすがに、翌年 4 月の開校は困難であったが一年の検討を経て、明治 42 年の年初に美術工芸学校評議会から文部大臣に対して設立が申請された⁽¹⁰⁾。一部書類の修正はあったものの、開校に至る経緯は順調で、同年 3 月 24 日申請は認可され、4 月 1 日に絵画専門学校は開校した。

2 絵画専門学校の校則

校則は該校の教育の基盤をなすものである。教育に対する各校独自の思想が存在する限り、例え一定の標準化が働いたとしても、校則にその精神が反映して当然であろう。絵画専門学校の開校が、どのような期待と思惑の中に行われたのか、その一端を理解するために同校校則を検討したい。

絵画専門学校の最初の校則⁽¹¹⁾は開校申請の際、文部省に提出したものである。学校が刊行した摺り物が遺されている。この校則は、以下のように 9 章 52 条で構成されている。

- 第一章 総則(第 1～4 条)
- 第二章 学科、課程及教授時数(第 5～9 条)
- 第三章 学年学期及休業日(第 10～11 条)
- 第四章 入学退学及休学(第 12～28 条)
- 第五章 保証人(第 29～34 条)
- 第六章 試験修了及卒業(第 35～42 条)
- 第七章 授業料(第 43～46 条)
- 第八章 奨励及懲戒(第 47～51 条)
- 第九章 補則(第 52 条)

公立私立の専門学校に対しては、すでに「公立私立専門学校規程」が制定されており、その第十

二条に校則に定めるべき事項が列挙されている⁽¹²⁾。当時の標準的な校則の構成に則り、絵画専門学校の校則も概ねこれに従ったものといつてよい。

絵画専門学校校則の制定にあたっては、二つの規則が参考にされたと思われる。ひとつは、教育が継続し、学校運営が一体化している美術工芸学校の校則であり、もうひとつは、先行する美術系専門学校である東京美術学校の校則である。三つの学校は規模や性質に違いがあり、当然校則にも根本的な差異がある。両校則と絵画専門学校校則との影響関係を直接伝える記録はないが、当時の絵画専門学校開校を促す環境を考慮すればその可能性を考えることが自然であろう。

明治 36 年（1903）に専門学校となった東京美術学校の校則は、同 38 年 3 月に改正された。その章立ては以下のとおりとなっている⁽¹³⁾。

- 第一章 総則(第 1～2 条)
- 第二章 学科課程(第 3～4 条)
- 第三章 学年学期及休業規程(第 5～8 条)
- 第四章 入学在学及退学規程(第 9～27 条)
- 第五章 特待生規程(第 28～29 条)
- 第六章 休学規程(第 30～32 条)
- 第七章 試験規程(第 33～41 条)
- 第八章 研究科規程(第 42～62 条)
- 第九章 予科規程(第 63～67 条)
- 第十章 講習科規程(第 68～72 条)
- 第十一章 聴講生規程(第 73～76 条)
- 第十二章 授業料及其他ノ費用(第 77～82 条)

この規則改正の対象となった旧規則は、専門学校となる前の明治 32 年に改正された規則である。規則の構造は明治 23 年改正規則から大きな変化はなく、同 25 年、同 29 年に行われた改正によって設置課程や修業年限、課程内容の変更、入学資格の変更など、教育体制の変化にともない改正を重ねたものといえる。直前にあたる 32 年の改正校則と比較すると、条項がかなり増えているが、研究科の規定が大幅に増補された点や、独自に聴講生規程が加えられた点を除けば、各区分ともそれほど大きな変更が加えられたわけではない。その意味で、専門学校として制度化されたことは、教育にさほど影響を与えていない。基本的に旧来の校則を継承した東京美術学校校則は、絵画専門学校の校則策定にあたっては、安定した指標として参考にされたと思われる。

一方で、絵画専門学校開校時の美術工芸学校の校則は、明治 32 年 2 月に施行された実業学校令をうけて、同年 9 月に改正されたものである⁽¹⁴⁾。次のような構成となっており、改正前の明治 29 年規則より章立てを増やし、内容を明確にしている。

- 総則（第 1～4 条）
- 学科課程（第 5～8 条）
- 学年教授日数及休業（第 9～11 条）
- 入学在学及退学（第 12～23 条）
- 専攻科（第 24～26 条）
- 試業（第 27～34 条）
- 賞罰及特待法（第 35～38 条）

生徒心得（第 39 条）

附則（第 40～42 条）

従来の規則からすれば、修業年限が 5 年から 4 年に短縮されるとともに、理系科目を中心に学科の教授時間が増大するなどの大幅な改正が行われた規則である。実業学校の場合、校則の中に文部大臣が定める部分が多く、原則的に柔軟性に欠けるが、国が目的とした教育水準の適正化には成果があった。そのため、絵画専門学校の校則策定にあたって、すでに教育活動の基盤が確立していた点は注目される。中等教育機関にあたる美術工芸学校と、高等教育機関を目指す絵画専門学校では、自ずと異なる部分はあるが、教育の継続性を確保するためには、連携の配慮は必要なものと考えられた。明治 32 年改正校則の章立ての整備は、文部省の認可を受けるための工夫と思えるが、校則としての標準的な構成に則っているため、絵画専門学校の校則策定にあたり、叩き台の役割を果たしたと思われる。美術工芸学校規則の特殊な点として、一般的には別規程とされる生徒心得を一部本則に組み入れていることがあるが、そのため、絵画専門学校校則では生徒心得を別規程とすることをわざわざ定めている⁽¹⁵⁾。美術工芸学校規則との関係性をうかがわせる部分である。

3 校則の比較

美術の専門教育を行うという共通の目的はあるものの、三つの学校には違いがある。官立で複数専攻を有する高等教育機関の東京美術学校と、公立で複数専攻を持つ中等教育機関として実業学校に位置づけられた美術工芸学校という既存の学校に、単科ながら公立で中等教育からの一貫教育を行う高等教育機関として絵画専門学校が加わるのである。絵画専門学校の教育方針の特徴を校則の比較を通して考察してみたい。

(1) 目的

三者の違いが明確に表れているのは総論に示される目的である。絵画専門学校が「本校ハ専門学校規程ニ依リ日本絵画ヲ攻究セント欲スル者又ハ師範学校、中学校、高等女学校ノ図画教員タラント欲スル者ニ必要ナル技術及学理ヲ教授スルヲ以テ目的トス」として、日本絵画を攻究する者と図画教員になろうとする者に必要な学術を教授することを目的している。東京美術学校が「本校ニ日本畫科、西洋畫科、彫刻科、圖按科、金工科、鑄造科及漆工科ヲ置ク 本校ハ前項ニ掲ケタル各科ノ技術家并師範學校、中學校、高等女學校ノ圖畫教員及實業學校ノ彫刻、圖按、金工、漆エノ實技教員ヲ養成スル所トス」として、技術家、教員を養成すること、言い換えれば人材の育成を目的としているのに比べれば、絵画専門学校が学術の教授そのものに目的を置いていることは注目される。これは、絵画専門学校が日本画専攻のみの学校であり、東京美術学校のように複数の分野の異なる専攻を持たないことや、文展の開催によって教授の成果を計る方法が明確になりつつあることなどが背景にあると思われる。しかし、美術工芸学校が校則に「本校ハ工業学校規定ニ從ヒ美術及美術工芸ニ必須ノ智識技能ヲ教養スル所トス」と定めるとおり、実業教育を目的としながらもその内容が「智識技能ヲ教養」することに置かれていることを考慮すれば、中等教育の段階から学校教育における教養主義が基盤となっていることは留意すべきである。もちろん、こうした教養主義は実業学校そのものの教育理念でもあるのだが⁽¹⁶⁾、明治 13 年（1880）に定められた「京都画学校規則」の第 1 条に「本校ハ美術ノ美ヲ増進シ諸工芸諸製法作ノ基礎ヲ正フセンカ為メニ設ル所ノモノ」⁽¹⁷⁾

とあるのを見ても、教養と技術の涵養を旨として、具体的な人材育成を求める印象は薄い。従って、こうした教養主義的立場は、京都府画学校の開校以来、連綿と継承するものであったといえる。東西において人材に対する認識の差異をうかがわせ、絵画専門学校の教育の特質として理解してよいものと思われる。

(2) 課程

絵画専門学校は、予科、本科、研究科、別科を置いた。専門学校令に設置を認められた課程を全て置いたことになる。基本的に予科2年を終えた後本科に進み、3年で卒業するという5年間の修学期間となっていた。専門学校令では修学期間を4年以上としていたため、基準より1年長い課程となるが、先行する東京美術学校の修学期間に準じたものと思われる。ちなみに東京美術学校は、当初普通科2年、専修科3年の計5年を修学期間としたが、明治25年には1年の予備科と4年の本科に改編された。絵画専門学校が開校した時点では明治38年の規則改正により予備科が一学期間、本科が4年、卒業期として二学期間というかなり変則的な課程となっている。一方、絵画専門学校の場合、本科3年という課程は昭和19年(1944)に京都市立美術専門学校に改組されるまで変わらなかった。このような絵画専門学校と東京美術学校の修学期間の違いをもたらしたのは美術工芸学校の存在が大きかったと考えられる。

絵画専門学校も東京美術学校も、本科に進むためには予科または予備科への入学が必要とされ、中学校などの中等教育を終えた男子⁽¹⁸⁾であれば17歳で入学できた。東京美術学校に26歳以下の年齢制限があるほかは、入学資格はほとんど変わらない⁽¹⁹⁾。両校とも、志願者が定員を超過した場合に選抜試験を行うことになっており、東京美術学校では入学試験に手数料が必要であった。従って両校とも特に美術の専門教育を受けていなくても入学は可能とされた。東京美術学校の場合、共立美術学館⁽²⁰⁾のような予備教育施設に修学する者の例を除けば、様々な実力の学生が入学する可能性が高く、入学後に行う美術基礎教育の比重は大きかった。一方、絵画専門学校の場合は、美術工芸学校の卒業生が入学する比率が高く、一定水準の基礎的な絵画教育を受けた者が入学することが多かった。そのため、教育内容と水準を絞ることが可能だった。

絵画専門学校開校時、美術工芸学校は14歳で入学し4年で卒業となるため、卒業は18歳となるのが普通であった。入学年齢は東京美術学校より一歳遅れることになる。しかも、この修学期間の4年というのは、本来5年の修学期間であったものを実業学校令に従って4年に短縮したものであり、カリキュラムが消化しきれないとして、専攻科の設置によりこれを補う経緯があった。従って、絵画専門学校では教則においてこの課程のズレを補う規定が必要となったのである。東京美術学校が4年の専門教育⁽²¹⁾へ変化するなか、絵画専門学校が本科3年を堅持したのは、美術工芸学校との関係を調整する制度上の必然によるものである。

絵画専門学校では予科1年終了時に本科1年への編入試験を受けることができたため⁽²²⁾、一定の技量を持つ生徒については実態として修学期間が4年となる規定を設けている。5年制美術工芸学校卒業程度の実力を以て絵画専門学校本科3年の教育を受ける学修水準を想定したものと考えてよい。実際に、明治40年の建議書では3年を修業年限とする本科のみの構想が考えられている⁽²³⁾。絵画専門学校予科課程は4年制美術工芸学校の失われた教育を制度的に補完するものとみなされたため、絵画専門学校の開校とともに、美術工芸学校の専攻科は廃止された。絵画専門学校は、4年制の実業学校から5年制専門学校へ一環教育を行うための仕組みとして予科を利用したのである。

中学と同等と認められた美術工芸学校を卒業しなければ、専門学校への入学資格は得られない。予科を設けたのは専門学校令に従いながらも、二つの学校の課程を円滑に接続するところにあった。先行する東京美術学校が採用した予備科の制度をうまく改変した機転があり、この本科への編入制度によって、卒業時の年齢は東京美術学校の卒業生と同等となっている。一時、東京美術学校が本科の修学期間を4年から5年へと延長できたのは⁽²⁴⁾、直接本科に中学卒業生を受け入れることができたためだが、絵画専門学校と美術工芸学校との接続のためには、予科を設け、本科の修学期間を3年とせざるを得なかったのである。従って、大正12年(1923)に再び美術工芸学校が5年制に改正された後は、実態として予科を経ずに本科に入学することが一般的であった⁽²⁵⁾。大正14年に新たに設置された図案科については当初から予科は1年とされ、本科の3年とともに4年が修学期間とされたが、これは本科への直接入学が可能となっていたことから実態として絵画科と違いはなかった。

ちなみに、絵画専門学校は明治42年に開校しているが、44年には最初の卒業生が出ており、わずか2年の修学期間となっている。この奇妙な現象は、校則の第18条に定めたとび級の制度による。開校直後に、実技経験の豊富な者を二年生へ編入することに対し文部大臣からの許可を受けており、実際に開校初年から本科には一年生と二年生が存在した⁽²⁶⁾。

表1 明治42年絵画専門学校規則に見る課程と教授時数

学科	予科				本科					
	第1学年		第2学年		第1学年		第2学年		第3学年	
	毎週時数	内容	毎週時数	内容	毎週時数	内容	毎週時数	内容	毎週時数	内容
修身	1	道德ノ要旨	1	道德ノ要旨	隔週1	道德ノ要旨	隔週1	道德ノ要旨	隔週1	道德ノ要旨
図学	1	投影画法、透視画法	1	投影画法、透視画法						
解剖学	1	1								
美学及画論					2	美学	2	美学	1	画論
絵画史					2	風俗史及有職故實	2	風俗史及有職故實	2	風俗史及有職故實
東洋文学					2	和漢文学并二韻文美文詩歌作法	2	和漢文学并二韻文美文詩歌作法	2	和漢文学并二韻文美文詩歌作法
実習	39	臨摹、写生、作図、予習、絵ノ具ノ用法	39	写生、摹写、作図	35隔週36	作図	35隔週36	作図	36隔週37	作図
教育学教授法									(3)	教育学教授法
英語	(2)	講読	(2)	講読	(2)	購読	(2)	講読	(2)	講読
合計	42		42		42		42		42	

※ 《》内の数字は希望者が実習時間を割り当てて受講する。

研究科は、卒業後に教場の余裕に応じて認めた教育制度で、本科同様に授業料を納める必要があった。当初2年の修学期間だったが大正14年から5年に延長された。修了試験があり、合格すれば修了証書が与えられるものではあるが、卒業生への制作支援制度と考えてよい。東京美術学校にも同じく研究科があるが、試験によって基準以上の成果を求めるかわりに、授業料をとらないため、報奨の意味もあった。こちらは3年の在籍期間とし、修了者には証書が出された。

また、別科は正規の入学資格を満たす者に加えて、一定の条件に適合する者に対し、実技教育の

受講を認める制度である。当初は本科のみを対象としていたが、大正 3 年の規則改正以後、予科、研究科も選ぶことができた。この期間は別科という課程はなく別科生と呼ばれ、大正 14 年の規則改正から再び選科という名称に改められている。修学期間は正規の課程に準じ、授業料は正規の半額程度を納める必要があった。また、希望すれば学科講義を学ぶこともできたうえに、実技の試験に合格すれば、それぞれの科の修了証書が与えられた。東京美術学校では同じ性質の課程として撰科があり、絵画専門学校は、この撰科の規定に準じて規則を定めている。東京美術学校においては学科における聴講制度が設けられたが、絵画専門学校には学科のみの聴講制度はない。絵画専門学校の別科は、画塾において絵画を学ぶ者が絵画専門学校に学ぶための制度として当初利用された。別科で本科を学んだ者が受けた修了証書は、卒業証書と同等に扱われており⁽²⁷⁾、学生に対する評価は実技の成果を重視するものであった。

東京美術学校にはこの他講習科というものがあった。師範学校、中学校、高等女学校、実業学校の図画教師を対象に、1 年ないし 2 年を期限として行われる補習の制度である。明治 40 年には図画師範科という教師の育成を専門とする 3 ケ年の課程が新設されており、教員育成を目的とした東京美術学校の役割を明確にした課程となった。絵画専門学校でも教員免許はとれたが、消極的であり、こうした課程はない。

(3) 教育

絵画専門学校の校則では 150 名と学生定員を明記している。当初これが、別科、研究科を含むのか曖昧だったらしく、最終的に昭和 2 年の改正で予科と本科の定員とされた。1 学年 30 名となる。東京美術学校の校則では定員を記述していないが、明治 40 年の入学配当をみれば 1 学年が 113 名⁽²⁸⁾となっており、学校の規模はかなりちがう。しかし、1 学年 25 名の日本画科のみと比較した場合、絵画専門学校と大きな違いはない。

絵画専門学校の 4 月始業に対し、東京美術学校は開校当初から変わらない 9 月始業である。予備科が一学期間あるため、こちらだけ 4 月始業となる⁽²⁹⁾。どちらも三学期制だが、絵画専門学校は大正 14 年から二学期制に変更している。授業料は月額 2 円 11 ヶ月の絵画専門学校に対し東京美術学校の年額 20 円と、ほぼ同水準に設定されている。東京美術学校の校則では、制服の自弁調製を求める規定があるが、絵画専門学校では採用しなかった。また、東京美術学校規則の学習に関わる経費の自弁を定める規則については、絵画専門学校規則に見えないものの、実際には同様の立場をとっていたものと見られる⁽³⁰⁾。

絵画専門学校と東京美術学校の教育課程と教授時数は表 1 及び表 2 のとおりである。週あたり時間数が絵画専門学校は 42 時間あり、39 時間の東京美術学校より長く拘束するよう見えるが、時短日程が定められており⁽³¹⁾、全体として大差はない。両校とも課程は著しく実習中心に編成されており、絵画専門学校開校時、予科において 9 割以上、本科において 8 割以上が実習にあてられる⁽³²⁾。また、東京美術学校に比べると、絵画専門学校では、科目構成がかなり単純化されていることがわかる。東京美術学校では本科に図学や解剖学のような専門学科が見られるが、絵画専門学校の場合、美術工芸学校で学習しているため、予科で修了しており、本科の学科は基本的に文系の教養科目に限られた。美術工芸学校では正課とされていた英語ですら絵画専門学校では実技の時間を利用して行う副教科という位置づけとなっている。興味深いのは東洋文学を科目に残していることや、体操を割愛しながらも修身を残している点であり、教養主義が継続している。

表2 明治38年東京美術学校規則に見る予備科及び日本画科の課程と教授時数

予備科		本科（日本画科）					
課目	毎週教授時数	課目	毎週教授時数				
			第1年	第2年	第3年	第4年	卒業期
毛筆畫実習	8	実習	31	29	31	33	卒業製作
塑造実習	8						
		解剖学	2	2			
		遠近法			2		
		図案法		2			
		美学及美術史	2(東洋絵画史)	2(東洋絵画史)		2(美学)	
歴史	3	歴史及考古学			2(風俗史)		
外国語	2	外国語	2	2	2	2	
用器画法	8	用器畫法				(3)	
木炭畫実習	8	木炭畫鉛筆画水彩畫	(4)	(4)	(4)	(4)	
		教育学及教授法				(3)	
體操	2	體操	2	2	2	2	
計	39	計	39	39	39	39	

※《》内の数字は希望者が実習時間を割り当てて受講する。

最終学年で二学期間を卒業製作にあてる東京美術学校では、卒業にあたって卒業製作の合格が求められる。絵画専門学校では卒業は試験によって決定されるため、大きな違いといえる。制作物の評価によって卒業の可不可が論じられる点では同じように見えるが、東京美術学校が新画製作にあたる創作者としての画家の立場を学校教育の中に制度化していることは重要であり、卒業まで学生として試業を受ける絵画専門学校と異なる認識を見せている。

絵画専門学校校則の改正は、かなり頻繁に行われており、確認できるものとして大正3年、同4年、同6年、同9年、同10年、同13年、同14年、同15年、昭和2年、同9年、同14年、同19年に行われている。改正されたのは主に授業料に関する内容と教育課程の改編に関わるもので、構造としては安定したものといえる。比較的大きな改正が行われたのは、大正3年、同14年、昭和14年で、大正3年の改正では、別科がなくなり別科生の規定が設けられ、大正14年の改正では別科生を選科生と改め、研究科の修業年限を5ヶ年とした。昭和14年の改正では、修業年限を4年とした図案科が新設され、定員が倍増している。しかし、3年の本科という開校当初から教育の要所とした部分は堅持された。

日本画専攻を基準として両校校則を比較するにせよ、両者の学習環境は概ね同程度となるよう設計されたと思われる。しかし、教育に直接関わる部分においては、背景となる目的を含め科目や試業の扱いなどに異なる立場が見受けられる。

4 学校と校友会

絵画専門学校の校則を見ると、学校の制度は東京美術学校の課程と規模を基準に、絵画教育を行う単科の学校として設計されたことがわかる。後発の学校として、開設を周囲に説得するためにこうした配慮は有効であったに違いない。しかし、開校の目的は、教員、指導者といった人材の育成

に重点はなく、実業学校である美術工芸学校の教育方針である教養主義をそのまま継承した。学ぶこと自体に意義を求め、文人画家にも通じる理想の画家像を念頭においたものといえる。これを、学生の人材としての価値は卒業後の社会に委ねる立場と言い換えるならば、絵画専門学校の教育をどのように理解すべきだろうか。

画学校以来の画家養成教育が、職業画家の具体的なありかたを提示できず、漠然と近世的な師承制度の中で行われていた欠点は、近代の学校教育において是正されて当然である。文展の開催は職業者としての画家像を明確にし、変革の契機をもたらした。絵画専門学校の開校はまさに時宜を得たものである。しかし、専門学校として社会との接点を求められたとき、やはりその教育方針に楽天的で無責任な印象はぬぐえず、純粋な理想論で片付けられる問題とは思えない。例えば、東京美術学校が教育の結果である卒業の要件として新画製作を重視したことは、画家という人材の養成に見識を見せたものと評価できる。これと比較すれば、絵画専門学校における卒業制作は、真摯に指導を受け、制作するものではあったが、二学期または三学期に制作する課題のひとつに位置づけられるにすぎず、画家としての矜持を問う役割はない。絵画専門学校の課程の中には、教育の成果に対する検証が欠けているのである。

実は、絵画専門学校が、教養主義を堅持した背景には、画学校の開校当初から存在した学校と画塾の関係があったと考えられる。ここでいう画塾とは、組織的なものに限らず師弟関係によって形成された画家たちの集団一般である。画塾には本質的に職能教育の機能があることは、画家自身が経営者の側面を持つことから理解される。しかも、画学校は画家たちの建議に触発されて開校し、当初の教育が画塾の教育を祖述するところから開始した経緯がある。学校と画塾が併存する環境のなかで画塾が学校に期待するものこそが教養教育であった。

学校を卒業した者で職業画家への道を進む者は基本的に画塾に加わることが一般的であった。学校の教員にもそれぞれの画塾があり、結果として京都の画壇には、学校をひとつの核とする師弟の連関が形成されている。それは京都という地域においては相当な規模と役割を持っていた。学校は、この地の利を有効に活用し、職業者としての教育を補完したのである。一見、東京美術学校と絵画専門学校の校則には類似するところが多いが、両校は学校の成り立ちそのものが大きく異なっており、校則が導く教育の方向性にも差異が存在する。

学校と画塾は直接個別に連携することはないが、その連携を実態として生み出していたのが、明治 28 年 (1895) に、美術工芸学校において組織された校友会であった。これは、生徒、職員、卒業生らにより構成されており、時系列的には明治 27 年に東京美術学校に生まれた校友会に倣ったものといえるが、その性格には異なる点も多い。それぞれの学校の成立環境の違いを反映していると考えられる⁽³³⁾。美術工芸学校校友会の重要な事業は作品展の実施であり、学校は作品展によって京都の美術界との接点を持つことができた。

そして、絵画専門学校が開校する明治 42 年には両校校友会となり新たな体制をつくる⁽³⁴⁾。校友会誌として『美』⁽³⁵⁾を刊行し、広報活動により学校の教育を補完する役目を担うのである。校友会の運営は学校の事務と一体化しており、学校から生徒のみならず在京の画家たちへの働きかけも行った。顕著なものとしては、絵画専門学校が開校するとただちに学校に「文部省美術展覧会京都出品協会」⁽³⁶⁾が組織され、校友会誌をつかって、広く在京画家の文展への出品を支援するのである。校友会誌においては、文展の出品規定や審査員、合格者名などが逐一報告され、出品や輸送の手配をこの出品協会がおこない、学校を拠点とした出品支援がなされた。この協会の支援は学校関係者に

限らず在京画家であれば受けられたため、学校自体の求心力を高めるものともなっていた。校友会の活動は静的な学校の教育を、社会と学校を結びつける動的な事業によって補うものであった。

文展の入選が当時の社会で画家の権威獲得に大きな役割を果たしたことを考慮すれば、学校は教育活動の外で、画家の職業支援の仕組みを準備したものと考えてよい。美術工芸学校に生まれた校友会という組織があったため、絵画専門学校は開校当初からこれを活用して学生たちの才能を社会に問いかけ、文展入選を拡大すべく働きかけを行うことを可能としたのである。学生に対するこれらの支援体制があったからこそ、学校の教育においては、教養主義を維持することができたものと思われる。

5 おわりに

絵画専門学校開校時、京都において産業に従事する美術家の需要は十分に存在した。そうした産業界の興隆は鑑賞絵画の需要も拡大させたため、一定水準に達した卒業生の社会的受け皿に悲観する要素はなかった。美術工芸学校から数えて 8 年に及ぶ一貫教育に対し学校教員は自負を持っていたに違いない。それが、校則に見る一貫した教養主義である。

絵画専門学校の校則は、画家の理想像を求めるために、学校教育のなかで担うことのできる部分を具現化したものといえる。絵画専門学校の源流である画学校の教育は、画塾における教育の延長から始まった。これが絵画専門学校の教育を形成する基盤である。少なくとも絵画科においては⁽³⁷⁾、昭和期に美術専門学校に改編されるまで、教養主義を維持している。しかし、絵画専門学校の存在意義が建議書に求めるようなものであるとするならば、学校教育による技術者の育成と、特殊な職業人養成への期待は、何らかの形で実現されねばならない。だからこそ絵画専門学校には、学校の教育を補う別の仕組みが必要とされたのである。その役割を果たす仕組みとして校友会は機能し、学校の存在理由を担保した。絵画専門学校と東京美術学校は、美術における専門学校として類似する点も多いが、学校の置かれた環境を考慮すれば、その違いも少なくない。絵画専門学校の特質を知るためには校則のみならず、校友会の役割を理解することが極めて重要なのである。

【注】

- 1 図画取調掛を前身として明治 20 年に設立し、同 22 年に開校した官立の美術学校。
- 2 資料 1 参照。『百年史』（京都市立芸術大学、1981 年 3 月）には「118 京都市立絵画専門学校設立ノ儀ニ付建議（M.40.12.28）」として翻刻されている。
- 3 明治 11 年に幸野椋嶺、望月玉泉らが京都府知事榎村正直に対して提出したもの。『百年史』（注 2 前掲書）、p.191。
- 4 拙稿「京都市立美術工芸学校の教育課程」（並木誠士編『近代京都の美術工芸—制作・流通・鑑賞』思文閣出版、2019 年 3 月、pp.243-267）
- 5 明治 40 年に御所東南隅の借地校地から吉田校地に新築移転した。敷地、床面積とも拡大した。
- 6 校長岡倉天心による「美術教育施設ニ付意見」をはじめとする東京美術学校の拡充政策の経緯については『東京藝術大學百年史 東京美術学校編 第一巻』（ぎょうせい、1987 年 10 月、pp.251-272）に端的にまとめられている。明治 28 年の時点で京都高等美術学校案は見送られている。京都市側は東京美術学校と協調して学校の整備を進めていたが、教員らは実業学校としての整備を優先しており、静観していたと思われる。
- 7 明治 22 年に京都市政が施行されると、京都府画学校は京都市画学校に改称し、明治 22 年には組

織改編につき京都市美術学校に改称。御所東南隅校舎に移転した後、明治 27 年に京都市美術工芸学校に改称する。

- 8 岡倉天心が帝室博物館美術部長及び東京美術学校校長を辞職する際に、東京美術学校に起きた混乱。横山大観、菱田春草ら教授陣の聯袂辞職をとめない、日本美術院の結成を促した。
- 9 前掲注 6 資料。
- 10 資料 2 参照。『百年史』（前掲注 2 書）には「124 京都市立絵画専門学校設立認可申請 (M.42.3.5)」として翻刻されている。
- 11 資料 3 参照。学校が摺り物として発行した明治 42 年規則の誤脱を修正したものを収録する。同規則は明治 42 年に開校を申請した際、国に提出した条文（資料 2 の別紙として添付された）を文部省の指示により一部修正（第 13 条第 4 号の下線部を追補）したものである。刊行物としては『京都府百年の資料』に本文が収録されている。『百年史』（前掲注 2 書）に収録される「125_京都市立絵画専門学校規則(M43.3)」は大正 3 年改正の校則が誤って収録されている。
- 12 「公立私立専門学校規程」（明治 36 年文部省令第 13 号）明治 36 年 4 月 1 日施行
第十二条 専門学校ノ学則中ニ規定スヘキ事項凡ソ左ノ如シ
一 入学資格、修業年限、学科、学科目、学科程度ニ関スル事項
二 学年、学期、休業日ニ関スル事項
三 入学、退学、進級、卒業等ニ関スル事項
四 懲戒ニ関スル事項
五 入学料、授業料等ニ関スル事項
六 予科、研究科、別科ニ関スル事項
七 寄宿舎ニ関スル事項
- 13 『東京藝術大學百年史 東京美術学校編 第二巻』（ぎょうせい、1992 年 8 月）、pp.285-294。
- 14 『百年史』（前掲注 2 書）、pp.144-148。
- 15 明治 42 年「京都市立絵画専門学校規則」第 52 条に定められているが、直ちに規程が定められておらず、美術工芸学校が定めた生徒心得の細則に、当面絵画専門学校従っていたと思われる。なお、美術工芸学校明治 32 年改正規則の特殊なところとして授業料の規定が割愛されている点があるが、これは明治 31 年に授業料廃止の方針が立てられたためである。しかし、明治 35 年から再び授業料が徴収されることになったため、絵画専門学校開校時には授業料徴収が行われている。
- 16 内田紘『実業学校令の成立に関する一考察』（『教育学研究』39 卷 1 号、日本教育学会、1972 年 3 月）
- 17 拙稿「京都府画学校の校則」（「京都市立芸術大学芸術資料館年報 第 27 号」2018 年 3 月）、pp.12-16。
- 18 美術工芸学校の校則では入学資格に男女を区別しなかった。入学を男子と定めた東京美術学校の規定に準じた可能性が高い。
- 19 東京美術学校開校当時は上限を 25 歳として 16 歳から入学できたが、明治 29 年の規則改正から上限下限とも 1 年ずつ引き上げられた。
- 20 明治 24 年に東京本郷に開校した美術講習所を母体とし同 27 年に改称した私立学校。東京美術学校受験生が学び、明治 31 年の美工騒動まで密接な関係があった。『東京藝術大學百年史 東京美術学校編 第一巻』（注 6 前掲書、pp.202-204）
- 21 大正 12 年の規則改正により予備科がなくなり本科 5 年となった。
- 22 明治 42 年「京都市立絵画専門学校規則」第 14 条
- 23 資料 1 には 11 条からなる規則抄が添付されており第 2 条に修業年限を 3 年としている。
- 24 大正 12 年規則改正により予科が廃止され本科 5 年となるが、昭和 8 年規則改正により予科 1 年本科 4 年に戻された。
- 25 大正 14 年 3 月の規則改正において第 11 条に「本科第一学年ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本校予科修了者若ハ本校予科第一学年ニ入学ノ資格ヲ有シ同予科第二学年修了ノ程度ニ依ル実習ノ試験ニ合格シタル者タルヘシ」とあり予科入学の資格と予科修了程度の実技試験によって本科に入学できるとあり、美術工芸学校の卒業生にとって予科を経なくとも本科に入学することを可能とした。
- 26 開校時に学生の技量による教育課程の調整は東京美術学校の初期にも行われており、試験選抜された第 1 期生は正規の修業期間より半年早く卒業している。『東京美術学校の歴史』（日本文教出

版株式会社、1977年3月、pp.62・63)

- 27 明治44年の第一期卒業生8名のうち、本科卒業生は6名、別科修了生は2名で卒業写真、卒業作品の講評や買い上げは区別なく扱われている。
- 28 『東京藝術大學百年史 東京美術学校編 第二巻』(前掲注13書)、p.364。
- 29 大正12年の規則改正からすべての科が4月始業に改められた。
- 30 東京美術学校規則には、学生の学習に関わる消耗品の自弁(第81条)と支給材料による場合の所有権の所在(第82条)が定められている。絵画専門学校と教材を共有する美術工芸学校に「京都市立美術工芸学校生徒製作品整理ニ関スル規定」(明治40年10月)が定められ、支給品の扱いについて詳細に定められているため、これに従うところがあったと思われ、現実には絵画専門学校も東京美術学校と同じ立場といえる。
- 31 明治42年「京都市立絵画専門学校規則」第9条
- 32 大正6年改正の際「體操」が正課に加わり、また、歴史故実の時間数が増すなど学科に充てる時間が増すことで、実習時間は減少した。大正14年改正からは最終学年の実習時間を増すための裁量が許されるようになった。東京美術学校では大正12年改正から実習時間数が最低時間数を定めるだけになり、上級になるほど学科が減少するなど自由度が増している。
- 33 『東京美術学校の歴史』(日本文教出版株式会社、1977年3月、pp.129-136)
- 34 京都市立美術工芸学校と京都市立絵画専門学校両校の校友会規則が制定されるのは明治44年である。資料4に見るとおり、その事業は、展覧会を行う技芸部と会誌を発行する文芸部、福利厚生活動を行う運動部にわかれている。内容は基本的に美術工芸学校の校友会活動と大きく変化していない。
- 35 京都市立美術工芸学校と京都市立絵画専門学校両校校友会の校友会誌として明治42年7月に創刊した。芸艸堂から月刊誌として刊行され、一般に販売された。昭和6年2月まで259冊が発行された。特徴として卒業作品の図版が収録され、校友会展の図録の役割を果たしている。
- 36 明治42年の文展から活動を開始している。校友会誌を広報に使い、雑誌が刊行されている期間は活動が確認できる。国から補助金を受けて、輸送業者と契約し、京都東京間の作品の輸送を安価に行うとともに、出品願書のとりまとめを行った。厳密に言えば学校の組織ではないが、絵画専門学校内に置かれたことから、実態として校友会が運営していたと思われる。
- 37 昭和14年に絵画専門学校に図案科が設置されるが、図案科は美術工芸学校の時代から東京美術学校の教育を受けた千熊章禄が教鞭をとり、実学教育が取り入れられている。絵画専門学校の図案科もこの流れを受けている。

資料 1 京都市立絵画専門学校設立ノ儀ニ付建議（明治 40 年 12 月 28 日）

※原本未確認。京都市立芸術大学に保管される同文書の電子複写より収録する。原本縦書き 13 行罫紙。

京都市立繪畫専門學校設立ノ儀ニ付建議

我京都ノ地タル山紫水明千有余年帝都ノ歴史ヲ有シ我邦美術ノ淵叢タルコトハ内外人ノ齋シク稱道スル所ニシテ今更喋々ヲ要セズ是ヲ以テ我府ハ夙ニ有志ノ建議ヲ採納シテ畫學校ヲ設立シ以テ純正美術中主要ノ位置ヲ占ムル繪畫ノ發達ヲ謀レリ其後畫學校ハ市ノ經營ニ移リ時世ノ必要ニ從ヒ實業學校ニ改メ美術工藝學校ト稱スルニ至レルモ猶繪畫ヲ以テ主要ノ學科トシ他日其高等科ヲ附設センコトヲ予期セリ爾來繪畫科ノ卒業生ヲ出スコト年々其差アルモ今や殆二百名ニ達シ往々有望ノ者アリト雖モ進ミテ高等ノ技藝ヲ攻究スルノ途ナク徒ニ岐路ニ彷徨スルノ憾アリ抑繪畫ノ發達ヲ謀ルハ我京都ノ美術淵叢ノ地トシテ当然ノ要務タルノミナラズ又市ノ繁榮策ヲ講スル所以也ケリ況ンヤ繪畫ハ美術工藝ノ改良進歩ニ對シ科学ノ應用ト相待テ其源泉タルモノナルヲヤ是ニ於テカ当初ノ豫期ヲ遂行センガ為メ茲ニ専門學校令ノ規程ニ從ヒ繪畫専門學校ノ學則ヲ定メ之ヲ我美術工藝學校ニ附設シ來ル明治四十一年度ヨリ施行セラレンコトヲ切望ス依テ別冊繪畫専門學校ニ關スル取調書相添ヘ此段建議候也

追テ本建議御採用ノ榮ヲ得御實施ノ場合ハ自然ノ結果不日進達セントスル我美術工藝學校明治四十一年度予算教員俸給ニ於テ千三百円ヲ減スベキ儀ニ付為御参考副申候也

明治四十年十二月廿八日

京都市立美術工藝學校長 上田正當

京都市長 西郷菊次郎殿

繪畫専門學校設置ノ要項

- 一 目的 日本繪畫ノ上進ヲ期ス
- 一 名称 京都市立繪畫専門學校
- 一 位置 京都市吉田町
- 一 學則 別紙ノ通り
- 一 生徒定員 百名 当分三十名ヲ限ル
- 一 敷地建物及其所有ノ區別
当分京都市所有京都市立美術工藝學校々地校舍ヲ兼用ス
- 一 開校ノ年月 明治四十一年四月
- 一 經費及維持ノ方法
明治四十一年度ノ經費額ハ別紙ノ通り爾後毎年市会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

資料 2 京都市立絵画専門学校設置ノ儀ニ付申請（明治 42 年 3 月 5 日）

※原本未確認。京都市立芸術大学に保管される同文書の電子複写より収録する。原本縦書き 13 行罫紙。

京都市甲第二二八号

京都市立繪畫専門學校設置ノ儀ニ付申請

本市ハ我邦美術ノ淵叢地ニシテ夙ニ畫學校ノ設置アリ後美術工藝學校ト改メ繪畫ヲ以テ主要ノ學科トセルモ尚高等日本繪畫ヲ攻究スヘキ學校ノ設備ナキハ本市トシテ洵ニ遺憾トスル次第ニ付左記要項ニ依リ來四十二年度ニ於テ市立繪畫専門學校一ヶ校新設致度候條至急御認可相成度此段申請候也

明治四十二年三月五日

京都市參事會

京都市長 西郷菊次郎（公印）

文部大臣 小松原英太郎殿

記

- 一 目的 日本絵画ヲ攻究セントスル者又ハ中等学校図画教員タラント欲スル者ニ高等ノ技術及学理ヲ教授スルヲ以テ目的トス
- 二 名称 京都市立絵畫専門学校
- 三 位置 京都市上京区吉田町
- 四 学則 別紙ノ通
- 五 生徒定員 百五十名
- 六 敷地建物及其ノ所有ノ區別
当分京都市所有ノ京都市立美術工藝学校々地校舍ヲ兼用ス即明治四十二年度ニ於テハ別紙図面朱色ノ部分（即三十二坪ノ教室二個）四十三年度ニハ更ニ青色ノ都分（即十八坪ト二十二坪ノ教室二個）ヲ充用シ得ルモ生徒予定ノ如ク入学セハ四十四年度ニ於テ教室不足ヲ告クルニヨリ相当ノ増築ヲナスノ計劃ナリ
- 七 開校ノ年月 明治四十二年四月
- 八 経費及維持ノ方法
明治四十二年度ノ経費額ハ別紙ノ通り爾後毎年市会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ムルモ本校発達ノ程度ニ応シ増額ヲナスノ見込ナリ

資料3 京都市立絵画専門学校規則（明治42年4月1日）

※活版印刷による本文15ページの表紙付摺り物。京都市立芸術大学芸術資料館蔵。原本縦書き16行。一部（下線部）を資料2の添付資料により訂正する。

京都市立繪畫専門學校規則

第一章 総則

- 第一条 本校ハ専門學校規程ニ依リ日本繪畫ヲ攻究セント欲スル者又ハ師範學校、中學校、高等女學校ノ圖畫教員タラント欲スル者ニ必要ナル技術及學理ヲ教授スルヲ以テ目的トス
- 第二条 本校ニ予科本科研究科及別科ヲ置ク
- 第三条 本校修業年限ハ本科別科各三ヶ年、予科研究科各二ヶ年トス
- 第四条 本校生徒ノ定員ハ百五十名トス

第二章 學科、課程及教授時數

- 第五条 予科ノ學科目ハ修身、圖學、解剖學及實習トシ随意科トシテ英語ヲ課ス前項ノ課程及教授時數ハ左ノ如シ

學科	毎週時數	第一學年	毎週時數	第二學年
修身	一	道德ノ要旨	一	同上
圖學	一	投影畫法、透視畫法	一	同上
解剖學	一	一		
實習	三九	臨摹、写生、作圖、予習、繪ノ具ノ用法	三九	写生、摹写、作圖
英語	(二)	講読	(二)	同上
合計	四二		四二	

備考 英語ハ實習時間内ニ之ヲ課ス

- 第六条 本科ノ學科目ハ修身、美學及畫論、繪畫史、風俗史及有職故實、東洋文學及實習トシ随意

科トシテ英語ヲ課ス

師範學校、中學校、高等女學校圖畫教員志望者ニ限リ教育學及教授法ヲ課ス

前各項ノ課程及教授時數ハ左ノ如シ

學科	每週時數	第一學年	每週時數	第二學年	每週時數	第三學年
修身	隔週一	道德ノ要旨	隔週一	同上	隔週一	同上
美學及畫論	二	美學	二	同上	一	畫論
繪畫史	二	風俗史及有職故實	二	同上	二	同上
東洋文學	二	和漢文學并ニ韻文美文詩歌作法	二	同上	二	同上
實習	三五 隔週三六	作圖	三五 隔週三六	同上	三五 隔週三六	同上
教育學教授法					(三)	教育學教授法
英語	(二)	購読	(二)	同上	(二)	同上
合計	四二		四二		四二	

備考 教育學教授法及英語ハ實習時間内ニ之ヲ課ス

第七條 研究科ノ學科目ハ實習トス

前項ノ課程及教授時數ハ左ノ如シ

學科	每週時數	第一學年	每週時數	第二學年
實習	四二	作圖	四二	作圖

第八條 別科ノ學科目ハ實習トシ其ノ課程及教授時數ハ本科ニ同ジ 但シ本人ノ志望ニヨリ本科學科目ノ全部又ハ一部ヲ聴講スルコトヲ得

第九條 教授時數ハ毎年一月十一日ヨリ二月二十日マテ及十一月二十日ヨリ十二月二十四日マテハ每週三十六時ニ九月十一日ヨリ同月二十日マテハ每週三十時ニ減縮シ各科目ノ配當時間ヲ適宜變更スルモノトス

第三章 學年學期及休業日

第十條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

學年ヲ左ノ三學期ニ分ツ

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日迄

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日迄

第三學期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日迄

第十一條 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 祝日 大祭日

二 日曜日

三 加茂祭 五月十五日

四 平安神宮祭

五 學校所在地氏神祭 当日

六 本校創立紀念日 当日

七 夏期 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

八 冬期 十二月二十五日ヨリ翌年一月十日ニ至ル

前項ノ外府知事ノ指示ニ依リ又ハ其許可ヲ受ケ臨時休業ヲナスコトアルヘシ

第四章 入學退學及休學

第十二条 入學ヲ許可スルハ學年ノ始メトス 但シ別科ニ限り臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第十三条 予科第一學年ニ入學スルコトヲ得ル者ハ年齢滿十七年以上ノ男子ニシテ左ノ各号ノ一ニ該當シ從來不品行ト認ムヘキ行為ナク且本校ニ於テ施行スル身体検査ニ合格ノ者タルヘシ

- 一 官公立中學校及徴兵令第十三条ニ依リ認定ヲ受ケタル私立中學校卒業者
- 二 専門學校入學者檢定規定ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者
- 三 専門學校入學者檢定規程第八条第一号ニ依リ無試験檢定ヲ受ケタルコトヲ得ル者
- 四 徴兵令第十三条ニ依リ認定ヲ受ケタル工業學校繪畫科又ハ圖案科卒業者

第十四条 本科第一學年ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本校予科終了者若クハ本校予科第一學年ノ資格ヲ有シ同予科第二學年修了ノ程度ニ依ル實習ノ試験ニ合格シタル者タルヘシ

第十五条 研究科第一學年ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本校本科卒業生タルヘシ

第十六条 別科第一學年ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ニ該當スル者タルヘシ

- 一 年齢十七年以上ノ男子ニシテ身体強健從來不品行ト認ムヘキ行為ナキ者
- 二 本科予科第二學年修了ノ規程ニ依ル實習ノ試験ニ合格ノ者
- 二 修業年限二ヶ年ノ高等小學校若クハ旧令ニ依ル修業年限四ヶ年ノ高等小學校卒業生又ハ中學校第二學年修了者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有ル者

第十七条 前条第三号末段ノ學力ハ本校ニ於テ左ノ學科目ニ就キ試験ノ上之ヲ定ム

- 一 読書 仮字交リ文
- 二 作文及書取 簡易ナル仮字交リ文
- 三 算術 加減乗除
- 四 歴史 日本歴史ノ大要

第十八条 各科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ當該科第一學年ニ入學スルコトヲ得ル資格ヲ有シ且前各學年ノ學科課程ヲ了リタル者ト同等ノ程度ニ依リ本校ニ於テ施行スル試験ニ合格ノ者タルヘシ

第十九条 入學志願者募集人員ニ超過シタルトキハ更ニ檢定ノ上選抜スルモノトス

第二十条 入學志願者ハ第一号式ノ入學願書ニ履歷書及卒業證書若クハ檢定試験合格證書ノ写ヲ添ヘ本校ニ差出スヘシ

第二十一条 入學ノ許可ヲ得タル者ハ保証人ヲ定メ届出ヘシ

第二十二条 保証人ハ本校指定ノ日時ニ第二号式ノ保証書ヲ差出ヘシ

第二十三条 生徒ハ半途退學ヲ許サス 但シ疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ依リ保証人連署ヲ以テ願出ツルトキハ其情状ニヨリ許可スルコトアルヘシ

第二十四条 退學者ハ復校スルコトヲ許サス 但シ退學ノ情状ニ依リ學力ヲ檢定シ原學年以下ノ學年ニ再入學ヲ許スコトアルヘシ

第二十五条 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ退學ヲ命ス

- 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認ムル者
- 二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認ムル者
- 三 引続キ一箇年以上欠席シタル者
- 四 正当ノ事由ナク引続キ一ヶ月以上欠席シタル者
- 五 出席常ナラサル者

第二十六条 身体ノ健全ヲ失ヒタル者ハ一ヶ年以内休學ヲ命シ滿期ノ後尚回復セサルトキハ學籍ヲ除クコトアルヘシ

第二十七条 陸軍一年志願兵ニ服役ノ者又ハ陸軍勤務演習ノ為召集セラレ一ヶ月以上ニ涉ルトキハ其間休學ヲ命ス

第二十八条 休學ヲ命セラレタル者其期間中ト雖モ事故消滅シタルトキハ其旨届出テ直ニ出校スルコトヲ得

第五章 保証人

第二十九条 保証人ハ本市内ニ居住シ一家計ヲ立ツル年齢滿二十五歳以上ノモノタルヘシ 但シ市外ト雖モ特ニ本校長ノ許可ヲ得タル者ハ此限ニアラス

第三十条 保証人ハ其生徒ノ身上等ヲ保証シ在學中一切ノ事ヲ引受ケ且其操行等ヲ監督スルモノトス

第三十一条 保証人ニシテ其責務ヲ尽サ、ルトキハ之ヲ変更セシム若シ之ニ応セサルトキハ生徒ノ登校ヲ停止スヘシ

第三十二条 保証人ニシテ転住改氏名其他異動ヲ生シタルトキハ其旨速ニ届出ツヘシ

第三十三条 保証人変更ノ場合ハ新ニ保証人タル者第十九条ニ依リ更ニ保証書ヲ差出スヘシ

第三十四条 保証人旅行ノ場合ハ不在中其責務ヲ尽スヘキ者ヲ定メ其住所氏名ヲ具シ届出ツヘシ

第六章 試験修了及卒業

第三十五条 試験ハ左ノ三種トス

學期試験 第一學期及第二學期ノ終ニ之ヲ施行ス

學年試験 第一、第二學年第三學期ノ終ニ之ヲ施行ス

卒業試験 第三學年ノ第三學期ノ終ニ之ヲ施行ス

第三十六条 成績評点ハ各學科目一百点ヲ以テ満点トス

第三十七条 試験ノ成績ハ各科ヲ實習及學科ニ大別シ各別ニ得点ヲ平均シ更ニ之ヲ合計シテ二分シ六十点以上ヲ合格トス 但シ實習ノ成績一課目六十点ニ満タス又ハ學科ノ成績一課目四十点ニ満タサルモノハ共ニ不合格トス

第三十八条 學期試験成績ハ平素ノ成績ヲ學年試験成績ハ學期試験ノ成績ヲ卒業試験成績ハ學年試験ノ成績ヲ參酌シ之ヲ評定スルモノトス

第三十九条 實習科ハ試験ヲ施行セス各學期并ニ各學年ノ終ニ於テ平素ノ成績ヲ考查シ之ヲ評定ス

第四十条 疾病其他止ムヲ得サル事故アリテ試験ニ欠席シタルモノハ其欠席ノ日ヨリ一週間以内ニ其ノ事由ヲ詳記シ保証人連署追試験ヲ願出ツルトキハ之ヲ許スコトアルヘシ

第四十一条 左ニ掲クルモノハ學年試験若クハ卒業試験ヲ受クヘキ資格ナキモノトス

一 予定ノ課業ヲ完了セサル者

一 學期試験ヲ受ケサリシ者

第四十二条 卒業試験ニ合格ノ者ニハ卒業證書ヲ研究科第二學年修了試験ニ合格ノ者ニハ修了證書ヲ授与シ學年試験ニ合格シタル半途退學者ニ限り其望ニヨリ修了証明書ヲ与フ

第七章 授業料

第四十三条 生徒ハ毎月左ノ授業料ヲ納ムヘシ 但シ毎年八月及本校ノ都合ニ依リ休業全月ニ涉ルトキハ其ノ月分ノ授業料ヲ徴収セス

一 予科、本科、研究科 金貳円

一 別科 金壹円

第四十四条 授業料ハ毎月指定ノ期日ニ必ス納付スヘシ 但シ便宜數月分ヲ前納スルモ妨ケナシ

第四十五条 授業料ノ納付ヲ怠リタルトキハ其ノ情状ニ因リ登校ヲ停止スルコトアルヘシ

第四十六条 全月欠席者ト雖モ本校ノ學籍ニ在ル間ハ授業料ヲ徴収ス 但シ休學ヲ命セラレ全月出席セサルモノハ其ノ月分ノ授業料ヲ徴収セス

戰時若クハ事變ニ際シ出征又ハ応召軍人ノ子弟ニシテ特別ニ事情アリト認ムル者ニ對シテハ第四十条ノ授業料ヲ減額シ又ハ徴収セサルコトアルヘシ

第八章 奨励及懲戒

第四十七条 學藝優等勳励超衆品行方正ニシテ他ノ模範トスルニ足ルヘキ者ヲ選ビ当該學年間ノ特待生ト為シ授業料ヲ徴収セス

特待生ハ全校ヲ通シテ十名ヲ超過セサルモノト

第四十八条 特待生ハ特待章ヲ以テ之ヲ表彰ス

第四十九条 特待生ニシテ其ノ名譽ニ反スル行為アリト認ムルトキハ直ニ其ノ待遇ヲ停止シ特待章ヲ返納セシム

第五十条 品行ヲ慎ミ學業ヲ励ミ特ニ實技ノ進歩顯著ニシテ其ノ製作優秀ノ者ニハ實習材料若クハ製作料ヲ補給スルコトアルヘシ

- 第五十一条 校規ヲ紊リ又ハ校長教員ノ訓戒ニ従ハサル者ハ其ノ輕重ニ依リ左ノ各号ノ一ニ処ス
- 一 譴責
 - 二 停學
 - 三 退校

第九章 補則

第五十二条 本規則ノ外生徒心得ニ關スル事項ハ學校長別ニ之ヲ定ム

第一号式 (用紙美濃紙)

入學願書

私儀今般御校何科何學年ニ入學致度履歷書相添へ此段相願候也

本籍

住所

族籍、職業 (戸主ニアラサレハ戸主トノ關係)

年 月 日

氏 名 印

明治何年何月何日生

京都市立繪畫專門學校長某殿

履歷書

本籍

住所

族籍、職業 (戸主ニアラサレハ戸主トノ關係)

氏 名

明治何年何月何日生

一何年何月何地何學校ニ入學何年何月卒業又ハ何學年修了 (卒業証書又ハ修了証書写別紙之通)

一何年何月ヨリ何年何月迄何地何某ニ就キ何學修業

一何年何月何處ニ於テ何々ニ就キ何賞何罰ヲ受ク

右ノ通りニ候也

年 月 日

右氏 名 印

第二号式 (用紙美濃紙)

保証書

本籍

住所

族籍職業 (戸主ニアラサレハ戸主トノ關係)

氏 名

明治何年何月何日生

右者今般御校ニ入學御許可ニ就キテハ拙者御校生徒保証人ニ關スル御規定ヲ承認シ本人従前ノ品行上ニ不都合ノ行為ナキコトヲ保証シ且将来其ノ操行ヲ監督シ御校在學中固ク御規則ヲ遵守セシメ専心勉學可為致ハ勿論本人ニ關スル一切ノ事件ヲ引受ケ可申候若シ又授業料等ヲ其ノ期間内ニ納付セス或ハ御貸付ノ圖書校具等ヲ毀損シ又ハ其ノ返納ヲ怠ル如キ場合之アルトキハ拙者御校御指示之通り速ニ措弁賠償可致候依テ保証書如此候也

本籍

住所

族籍、職業

年 月 日

氏 名 印

明治何年何月何日生

京都市立繪畫專門學校長某殿

資料 4 京都市立繪畫專門學校京都市立美術工芸學校校友会規則 (明治 44 年 4 月 1 日)

※謄写版印刷による B4 版 4 枚の摺り物。京都市立芸術大学芸術資料館蔵。

主意

第一条 本會ハ親睦ヲ旨トシ知識ヲ交換シ徳ヲ養ヒ體ヲ練リ孝藝ヲ切瑳シテ以テ相互ノ交誼ヲ全クセンコトヲ目的トス

名称 位置

第二条 本會ハ京都市立繪画専門学校 校友会ト称ス

第三条 本會ハ京都市立美術工藝学校内ニ其事務所ヲ置ク

會員

第四条 本會ハ京都市立繪画専門学校生徒及ヒ京都市立美術工藝学校生徒ヲ普通會員トシ其卒業者ヲ賛助員トス

第五条 京都市立繪画専門学校及ヒ同市立美術工藝学校職員ハ之ヲ特別會員トス

第六条 孝識技藝ニ令聞アル人又ハ美術及ヒ美術工藝ノ發達ニ関シ功績アル人ハ役員會ノ議決ヲ以テ名譽會員ニ推薦スルコトアルベシ

第七条 普通會員ハ一ケ年金壹円八拾錢（美術工藝学校豫科ニ在ル會員ハ金壹円貳拾錢）ヲ會費額トシ之ヲ四月、九月、一月ノ三回ニ分チ毎月初ニ金六拾錢（美術工藝学校豫科ニ在ル會員ハ金四拾錢）ヲ出金スルモノトス 但シ會員ノ半途退會ノ場合ト雖モ既納ノ會費ハ返附セザルモノトス

第八条 特別會員ハ毎月會費トシテ京都市立繪画専門学校並ニ同市立美術工藝学校ニ於テ受クル俸給額貳百分ノ一ヲ出金スルモノトス

第九条 名譽會員及賛助員ハ會費ヲ負擔セザルモノトス

役員

第十条 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長

副會長

幹事 二名

部長 三名

會計係 一名

委員 六名

第十一条 會長ニハ京都市立繪画専門学校長若シクハ京都市立美術工藝学校長ヲ推戴ス

第十二条 副會長、幹事、部長、會計係ハ特別會員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第十三条 委員ハ普通會員ニ於テ両校各別ニ各部一名宛ヲ互選シ會長ノ認可ヲ受ケテ之ニ當ルモノトス 但シ欠員ヲ生スルトキハ其都度代員ヲ選出スルモノトス

第十四条 幹事、部長、會計係及委員ハ毎年四月更任スルモノトス 但シ重任スルコトヲ得

第十五条 會長ハ會務ヲ綜理ス

第十六条 副會長ハ會長欠員ノ時或ハ臨時ニ會長ノ委任ヲ受ケテ會長ノ職ヲ行フ

第十七条 幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ會務ヲ監督シ經費豫算ヲ編成シ並ニ役員會議決ノ事項ヲ執行ス 但シ急施ヲ要スルモノニ就キテハ會長ノ裁決ヲ得テ臨機ノ處置ヲナスコトヲ得

第十八条 部長ハ會長ノ委嘱セル事業ノ計画、施行、整理ノ責ニ當リ又必要アル場合ニハ會長ノ認可ヲ受ケテ数名ノ臨時委員ヲ委嘱スルコトヲ得

第十九条 會計係ハ會長ノ命ヲ受ケテ會計事務ヲ掌ルモノトス

第廿条 委員ハ其分掌事業ニ就キテ部長ヲ補佐ス

第廿一条 役員ハ左ノ事項ヲ議定ス

一、會費收入支出ノ豫算 二、本會舉行ノ事業 三、其他主要ノ事業

會議

第廿二条 役員會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル時又ハ役員五名以上ノ請求ニ依リ隨時之ヲ開クモノトス

第廿三条 役員會ハ出席員其総数ノ三分ノ二ニ滿タザルトキハ之ヲ開クコトヲ得ズ 但シ流會二回以上ニ及ブトキハ幹事代リテ決定シ會長ノ裁決ヲ乞フモノトス

第廿四条 役員會ノ議決ハ実施前豫メ會長ノ認可ヲ經ベキモノトス

第廿五条 經費豫算會ハ毎年二月ニ於テ開クモノトス

第廿六条 毎年四月會員総集會ヲ開キ前年度ニ於ケル會務及會費收入支出ノ精算ヲ報告スルモノトス

- ス 但シ総集會ニ報告スベキ事項ハ豫メ役員會ノ査閲ヲ經ベキモノトス
- 第廿七条 名譽會員中京都市立繪画専門学校若クハ同市立美術工藝学校在職ノ者ハ任意ニ役員會等ニ出席シテ意見ヲ述ベ又ハ其議會及議決ニ加ハルコトヲ得ベキモノトス
- 事業
- 第廿八条 本會ノ事業ヲ左ノ三部ニ分ツ
一、技藝部 二、文藝部 三、運動部
- 第廿九条 技藝部ニテハ毎年三月下旬ニ於テ三日乃至五日間ノ競技展覽會ヲ開クモノトス 但本条展覽會ノ外適宜ノ時季ニ於テ競技小會ヲ開クコトアルベシ
- 第卅条 文藝部ニテハ雑誌及會報等ヲ発行シ或ハ図書類ヲ購入シ又臨時ニ孝術講演會ヲ開クモノトス 但シ雑誌會報等ハ經費ノ都合ニ依リ役員會ノ議決ヲ經テ発行セザルコトアルベシ
- 第卅一条 運動部ニテハ擊劍、庭球、遠足等ヲ行フモノトス
- 第卅二条 普通會員及特別會員中美術品或ハ美術工藝品ノ製作ニ従事スル者ハ必ズ同會ニ出品スベキ義務ヲ有ス
- 第卅三条 競技展覽會開會ノ場合ニハ名譽會員ニ其製作ノ出品ヲ請ヒ参考品トシテ之ヲ陳列スルモノトス
- 第卅四条 賛助員ハ孝術講演會等ニ出席シ又其製作品ヲ競技會ニ出品スルコトヲ得 此場合ニ於テハ普通會員ニ均シク諸般ノ規程ヲ遵守シ渾テ本會役員ノ指揮ニ従フベキモノトス
- 會計
- 第卅五条 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ起リ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第卅六条 本會ニ於テ支出スベキ費途ハ第廿五条ニ掲グル事業トス 但シ吉凶ノ慶弔、寄附、報謝等臨時支出ヲ要スル時ハ役員會ノ議決ヲ經會長ノ認可ヲ受クルモノトス
- 第卅七条 本會ノ經費ハ第七条及第八条ノ會費、資本金利子並寄附金等ヲ以テ支弁シ其年度ノ剰余金ハ役員會ニ於テ其處分法ヲ議定シ會長ノ認可ヲ受クルモノトス
- 第卅八条 臨時必要ノ費途ニ充ツルガ為メ資本金ヲ支出セントスルトキハ特ニ役員會ニ於テ之ヲ議決シ會長ノ認可ヲ經ベキモノトス
- 第卅九条 本規則ハ役員會ノ議決ヲ以テ會長ノ認可ヲ受クルニアラザレバ改正スルコトヲ得ザルモノトス
- 附則
- 第四十条 本則ハ明治四十四年四月一日ヨリ施行スルモノトス